

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	令和8年6月26日
【中間会計期間】	第59期中(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)
【会社名】	道後観光ゴルフ株式会社
【英訳名】	DOGO KANKO GOLF CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 清
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市下伊台町乙115番地
【電話番号】	(089)977-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 畠山 礎
【最寄りの連絡場所】	愛媛県松山市下伊台町乙115番地
【電話番号】	(089)977-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 畠山 礎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期中	第58期中	第59期中	第57期	第58期
会計期間	自 令和5年 10月1日 至 令和6年 3月31日	自 令和6年 10月1日 至 令和7年 3月31日	自 令和7年 10月1日 至 令和8年 3月31日	自 令和5年 10月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和6年 10月1日 至 令和7年 9月30日
営業収益 (千円)	231,254	224,250	227,483	449,110	436,781
経常利益 (千円)	30,230	21,747	24,329	38,963	28,523
中間(当期)純利益 (千円)	22,998	13,795	15,753	29,605	16,896
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
発行済株式総数 (株)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
純資産額 (千円)	494,959	515,360	534,215	501,565	518,462
総資産額 (千円)	2,212,201	2,218,049	2,237,453	2,225,540	2,212,939
1株当たり純資産額 (円)	27,497.72	28,631.15	29,678.63	27,864.75	28,803.45
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	1,277.70	766.39	875.17	1,644.73	938.69
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	22.37	23.23	23.87	22.53	23.42
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	30,550	33,710	34,374	57,850	62,740
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,653	13,221	12,489	21,329	16,419
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	18,719	24,072	14,852	37,787	48,813
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	24,876	22,849	30,972	26,432	23,939
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	24 〔44〕	21 〔52〕	22 〔53〕	24 〔47〕	21 〔51〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 当社は、関連会社に対する投資がないので、持分法を適用した場合の投資利益については記載していません。
- 3 当社は、潜在株式がないので、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については記載していません。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更は行っていません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

令和8年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ゴルフ場事業	22(53)
合 計	22(53)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

当社は、従業員数が少ない関係もあり労使関係は家族的雰囲気のうち円満に協調され、従って労働組合も存在していません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

#### (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

### 2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社はゴルフ場事業しか行っておりませんのでセグメントごとの記載はありません。

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要、並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続に加え、米国の通商政策をめぐる不確実性など、先行き不透明な状況が続いています。また、国際経済においても、米国の関税措置の影響により世界経済の成長鈍化が懸念される状況となっています。

また、当社の属するゴルフ業界においては、ゴルフ愛好者の高齢化や、ゴルフスタイルの変化、同業他社との価格競争、さらには異常気象の頻発など依然として厳しい経営環境にあります。

このような経営環境の中、会員及びその他の利用者の皆様に安全かつ快適な環境を提供できるよう営業活動を行ってまいりました。

営業活動の状況としては、近年増加している女性ゴルファーを対象に、美容品を目玉とした企画の継続実施並びに、大手プラットフォームとのタイアップロングランコンペを開催いたしました。

営業広告に関しては、注力しておりますSNS活動において、早期予約プランを設定し計画性のある集客を行い、ユニークユーザーを抽出し速攻性のある集客を冬季にかけて行ってまいりました。

設備面におきましては、コース内の通風環境改善を目的とした樹木伐採工事を昨年引き続き実施したほか、グリーンコンディションの向上を目的に大型グリーン扇風機を追加設置いたしました。また、コースメンテナンス機材及び乗用カートの更新を行うとともに、夏場の快適なプレー環境の提供に向けてクーラーカートを導入いたしました。クラブハウス男子トイレについては大幅にリニューアル工事を実施し、利用者の利便性向上を図りました。さらに、業務改善助成金を活用したラジコン芝刈機の導入により、コース管理業務の効率化にも取り組みました。

財政面では、景気の先行き不透明感に伴う会員権の返還請求に備え、引き続き慎重な財政運営を行ってまいりました。

このような営業活動の結果、当中間会計期間における当社事業は、売上高・利益ともに前年同期比で増収増益となりました。

入場者数は、前中間会計期間に比し102名増加の20,376名となりました。営業収益においても227,483千円と前中間会計期間に比し3,233千円（1.4%）の増収となりました。営業損益においては、営業収益の増加などの影響により2,620千円（14.7%）増益の20,419千円の利益となり、経常損益でも同様の影響により2,581千円（11.8%）増益の24,329千円の利益となりました。また、最終的な中間純損益においては、前中間会計期間に比し1,958千円（14.1%）増益の15,753千円の利益を計上することとなりました。

a. 流動資産

流動資産は、前事業年度末に比し12,193千円増加し114,689千円となりました。これは主として現金及び預金と営業未収入金が増加した為であります。

b. 固定資産

固定資産は、前事業年度末に比し12,320千円増加し、2,122,763千円となりました。これは主として設備投資額が減価償却費を上回った為であります。

c. 流動負債

流動負債は、前事業年度末に比し6,575千円増加し、97,924千円となりました。これは主として未払法人税等及び短期リース債務が増加した為であります。

d. 固定負債

固定負債は、前事業年度末に比し2,184千円増加し、1,605,313千円となりました。これは主として長期リース債務が増加した為であります。

e. 純資産

純資産は、前事業年度末に比し15,753千円増加し、534,215千円となりました。これは中間純損益が15,753千円の利益となった為であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比し、7,032千円(29.3%)増加し、30,972千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、34,374千円と前中間会計期間に比し、664千円増加しました。

これは主に、売上債権の増減額が減少し、仕入債務の増減額が増加した為であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、12,489千円と前中間会計期間に比し、731千円増加しました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が減少した為であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、14,852千円と前中間会計期間に比し、9,219千円増加しました。

これは主に、長期借入金の返済による支出が減少し、株主からの長期預り金受入による収入が増加した為であります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローを運転資金の主たる財源とし、これに金融機関からの調達資金を加えて、設備投資資金及び預託金の償還資金を賄い、資金の流動性を確保しております。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 利用者実績

当中間会計期間における利用者実績は、次のとおりであります。

項目		第59期中 (自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)	前年同期比
1日当たり標準利用者数(イ)	(人)	200	
期中延営業日数(ロ)	(日)	177	1
期中延標準利用者数(イ)×(ロ)=(ハ)	(人)	35,400	200
利用者実績数(ニ)	(人)	20,376	102
利用割合(ニ)÷(ハ)	(%)	57.6	0.7

b. 営業実績

当中間会計期間における営業収入実績を科目別に示すと、次のとおりであります。

項目		第59期中 (自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)	前年同期比(%)
グリーンフィー	(千円)	112,430	2.6
キャディーフィー	(千円)	4,029	31.3
カートフィー	(千円)	45,957	0.8
名義変更手数料収入	(千円)	850	28.7
受取使用料	(千円)	299	42.9
会費収入	(千円)	15,827	0.9
ゴルフスクール収入	(千円)		100.0
コンペティションフィー	(千円)	5,880	4.3
売店営業収入	(千円)	3,754	10.5
食堂営業収入	(千円)	38,454	8.0
合計	(千円)	227,483	1.4

4 【重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。
- (2) 新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画  
該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000
計	24,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (令和8年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和8年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000	18,000	非上場 非登録	単元株制度は 採用していません
計	18,000	18,000		

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りであります。

当社の発行する全部の株式については、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第7条に定めております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和7年10月1日 ～令和8年3月31日		18,000		180,000		

## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和8年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
中西 清	愛媛県松山市	3,523	19.57
平岡 秀幸	愛媛県松山市	3,372	18.73
平松 俊夫	愛媛県松山市	3,045	16.92
能田 清則	愛媛県松山市	1,301	7.23
森 一男	愛媛県松山市	1,160	6.44
中西 清久	愛媛県松山市	505	2.81
中西 清大	愛媛県松山市	500	2.78
有限会社 白水園芸	愛媛県松山市下伊台町乙115番地	418	2.32
中西 雄二	愛媛県松山市	150	0.83
株式会社 伊予鉄グループ	愛媛県松山市湊町4丁目4番地1	20	0.11
愛媛信用金庫	愛媛県松山市二番町4丁目2番地11	20	0.11
計	-	14,014	77.86

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

令和8年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,000	18,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	18,000		
総株主の議決権		18,000	

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)の中間財務諸表について、愛光監査法人により中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

## 1 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年9月30日)	当中間会計期間 (令和8年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	66,939	73,572
営業未収入金	24,724	31,659
棚卸資産	4,696	6,044
その他	7,215	4,472
貸倒引当金	1,079	1,059
流動資産合計	102,496	114,689
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	50,526	55,595
構築物（純額）	319,519	315,831
リース資産（純額）	41,877	52,075
土地	<sup>2</sup> 1,524,977	<sup>2</sup> 1,524,977
その他（純額）	87,501	88,683
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 2,024,401	<sup>1</sup> 2,037,162
無形固定資産	5,934	4,761
投資その他の資産	80,107	80,838
固定資産合計	2,110,443	2,122,763
資産合計	2,212,939	2,237,453
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	14,670	13,777
1年内返済予定の長期借入金	1,656	1,656
賞与引当金	5,113	4,466
リース債務	14,019	16,931
未払法人税等	6,455	10,359
未払消費税等	<sup>3</sup> 5,887	<sup>3</sup> 6,295
その他	43,547	44,437
流動負債合計	91,348	97,924
固定負債		
長期借入金	1,720	892
リース債務	31,164	39,504
長期預り金	540,275	535,575
株主預り金	1,012,748	1,011,628
退職給付引当金	17,220	17,713
固定負債合計	1,603,129	1,605,313
負債合計	1,694,477	1,703,238

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年9月30日)	当中間会計期間 (令和8年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	180,000	180,000
利益剰余金		
利益準備金	28,405	28,405
その他利益剰余金		
会員預り金返還積立金	60,000	60,000
固定資産圧縮積立金	2,601	2,354
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	237,455	253,455
利益剰余金合計	338,462	354,215
株主資本合計	518,462	534,215
純資産合計	518,462	534,215
負債純資産合計	2,212,939	2,237,453

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 6 年10月 1 日 至 令和 7 年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 令和 7 年10月 1 日 至 令和 8 年 3 月31日)
営業収益	224,250	227,483
営業原価	116,996	117,521
営業総利益	107,254	109,961
一般管理費	89,454	89,542
営業利益	17,799	20,419
営業外収益	1 4,356	1 3,927
営業外費用	2 408	2 17
経常利益	21,747	24,329
税引前中間純利益	21,747	24,329
法人税、住民税及び事業税	7,448	8,745
法人税等調整額	504	169
法人税等合計	7,952	8,576
中間純利益	13,795	15,753

## 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	利益剰余金						株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			会員預り金 返還積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	180,000	28,405	60,000	3,085	10,000	220,074	321,565	501,565	501,565
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立									
固定資産圧縮積立金の取崩				235		235			
中間純利益						13,795	13,795	13,795	13,795
当中間期変動額合計				235		14,030	13,795	13,795	13,795
当中間期末残高	180,000	28,405	60,000	2,850	10,000	234,105	335,360	515,360	515,360

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	利益剰余金						株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			会員預り金 返還積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	180,000	28,405	60,000	2,601	10,000	237,455	338,462	518,462	518,462
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立									
固定資産圧縮積立金の取崩				246		246			
中間純利益						15,753	15,753	15,753	15,753
当中間期変動額合計				246		15,999	15,753	15,753	15,753
当中間期末残高	180,000	28,405	60,000	2,354	10,000	253,455	354,215	534,215	534,215

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	21,747	24,329
減価償却費	17,709	18,864
賞与引当金の増減額(は減少)	1,333	647
退職給付引当金の増減額(は減少)	514	493
貸倒引当金の増減額(は減少)	20	20
受取利息及び受取配当金	23	51
支払利息	4	
売上債権の増減額(は増加)	437	6,934
棚卸資産の増減額(は増加)	934	1,348
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,610	2,722
仕入債務の増減額(は減少)	3,054	893
未払費用の増減額(は減少)	1,684	3,851
その他の流動負債の増減額(は減少)	4,523	6,680
小計	40,337	39,342
利息及び配当金の受取額	21	52
利息の支払額	3	
法人税等の支払額	6,644	5,020
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>33,710</b>	<b>34,374</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	9,600	9,600
定期預金の払戻による収入	10,600	10,000
貸付けによる支出	1,057	279
貸付金の回収による収入	1,837	299
有形固定資産の取得による支出	15,001	12,347
その他		561
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,221</b>	<b>12,489</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	3,328	828
長期預り金の受入による収入	650	1,300
長期預り金の返済による支出	4,500	6,000
株主からの長期預り金受入による収入		7,030
株主からの長期預り金返済による支出	9,390	8,150
ファイナンス・リース債務の返済による支出	7,504	8,204
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>24,072</b>	<b>14,852</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,583	7,032
現金及び現金同等物の期首残高	26,432	23,939
現金及び現金同等物の中間期末残高	22,849	30,972

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### 棚卸資産

最終仕入原価法による原価基準（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、当社における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による見積り額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮した額を引当計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 4 収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。グリーンフィー、キャディーフィー、食堂営業収入等は顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等を履行義務として識別し、顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等した時点で収益を認識しております。名義変更手数料収入及び会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

### 5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(中間貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は1,783,074千円(前事業年度は1,765,382千円)であります。
- 2 前事業年度(令和7年9月30日)  
土地の一部 847,230千円(帳簿価額)には、伊予銀行 350,000千円、愛媛信用金庫 240,000千円の根抵当権が設定されております。

当中間会計期間(令和8年3月31日)

土地の一部 847,230千円(帳簿価額)には、伊予銀行 350,000千円、愛媛信用金庫 240,000千円の根抵当権が設定されております。

- 3 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

- 1 前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)  
営業外収益のうち  
受取利息は、23千円、雑収入は、4,311千円であります。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

営業外収益のうち

受取利息は、51千円、雑収入は、3,855千円であります。

- 2 前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)  
営業外費用のうち支払利息は、4千円であります。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

営業外費用のうち支払利息は、0千円であります。

- 3 前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)  
減価償却実施額は、有形固定資産が 16,536千円、無形固定資産が 1,173千円であります。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

減価償却実施額は、有形固定資産が 17,692千円、無形固定資産が 1,172千円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	18,000			18,000

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	18,000			18,000

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)
現金及び預金勘定	79,849千円	73,572千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期性預金	57,000千円	42,600千円
現金及び現金同等物	22,849千円	30,972千円

(リース取引関係)

重要性がないため記載を省略しております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和7年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	3,376	3,300	75
(2)長期預り金	540,275	322,905	217,370
(3)株主預り金	1,012,748	605,287	407,460
負債計	1,556,399	931,493	624,906

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和8年3月31日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	2,548	2,499	48
(2)長期預り金	535,575	280,646	254,929
(3)株主預り金	1,011,628	530,102	481,525
負債計	1,549,751	813,248	736,503

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（令和7年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和8年3月31日）

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和7年9月30日）

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）		3,300		3,300
長期預り金		322,905		322,905
株主預り金		605,287		605,287
負債計		931,493		931,493

当中間会計期間（令和8年3月31日）

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）		2,499		2,499
長期預り金		280,646		280,646
株主預り金		530,102		530,102
負債計		813,248		813,248

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り金及び株主預り金

元本の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率等を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は事実上自動継続であり、かつゴルフ場以外の利用が困難なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によりますが、当該契約は事実上自動継続であり、かつゴルフ場以外の利用が困難なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

重要性がないため記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

ゴルフ場運営収入	グリーンフィー	109,572
	キャディーフィー	5,873
	カートフィー	45,558
	年会費	15,986
	名義変更手数料	660
	その他	6,811
売店売上		4,199
食堂営業収入		35,589
顧客との契約から生じる収益		224,250
その他の収益		
外部顧客への売上高		224,250

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

ゴルフ場運営収入	グリーンフィー	112,430
	キャディーフィー	4,029
	カートフィー	45,957
	年会費	15,827
	名義変更手数料	850
	その他	6,179
売店売上		3,754
食堂営業収入		38,454
顧客との契約から生じる収益		227,483
その他の収益		
外部顧客への売上高		227,483

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和7年9月30日)	当中間会計期間 (令和8年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額(円)	28,803.45	29,678.63
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	518,462	534,215
普通株式に係る純資産額(千円)	518,462	534,215
普通株式の発行済株式数(株)	18,000	18,000
普通株式の自己株式数	該当事項なし	該当事項なし
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,000	18,000

項目	前中間会計期間 (自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日)
(2) 1株当たり中間純利益(円)	766.39	875.17
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	13,795	15,753
普通株式に係る中間純利益(千円)	13,795	15,753
普通株主に帰属しない金額	該当事項なし	該当事項なし
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第58期)	自 至	令和6年10月1日 令和7年9月30日	令和7年12月25日 四国財務局長に提出
---------------------	----------------	--------	------------------------	-------------------------

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和8年6月26日

道後観光ゴルフ株式会社  
取締役会 御中

愛光監査法人

愛媛県松山市

代表社員 公認会計士 長岡 弘晃  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている道後観光ゴルフ株式会社の令和7年10月1日から令和8年9月30日までの第59期事業年度の中間会計期間(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、道後観光ゴルフ株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。